

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成18年 9 月  
(第 2 回訂正分)

## バンクテック・ジャパン株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、証券取引法第 7 条により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年 9 月27日に関東財務局長に提出し、平成18年 9 月28日にその届出の効力が生じております。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由  
平成18年 8 月31日付をもって提出した有価証券届出書及び平成18年 9 月19日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集5,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し8,500株の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成18年 9 月27日に決定したため、これに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_を付し、ゴシック体で表記しております。

### 第一部【証券情報】

#### 第 1 【募集要項】

##### 2 【募集の方法】

平成18年 9 月27日に決定された引受価額(93,000円)にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(100,000円)で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社ジャスダック証券取引所(以下「取引所」という。)の定める上場前の公募又は売出し等に関する規則(以下「上場前公募等規則」という。)第 3 条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

##### < 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄: 「180,625,000」を「232,500,000」に訂正  
「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄: 「180,625,000」を「232,500,000」に訂正

##### < 欄外注記の訂正 >

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(注) 5. の全文削除

### 3【募集の条件】

#### (2) 【ブックビルディング方式】

##### <欄内の数値の訂正>

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「100,000」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1.」を「93,000」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「46,500」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）3.」を「1株につき100,000」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

1. 公募増資等の価格の決定に当たりましては85,000円以上100,000円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

その結果、

①申告された総需要株式数は、公開株式数の上限13,500株（募集株式数5,000株及び引受人の買取引受による売出株式数8,500株）を十分に上回る状況であったこと

②申告された需要件数が多数にわたっていたこと

③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと

以上が特徴でありました。

従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、100,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は93,000円と決定いたしました。

2. 平成18年9月15日開催の取締役会において、会社法上の払込金額（発行価額）は、72,250円とし、会社法上の増加する資本金の額は、1株につき引受価額（引受人が当社に払込む金額）の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、増加する資本準備金の額は、1株につき当該引受価額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議いたしました。会社法上の増加する資本金の額（資本組入額）は、1株につき46,500円、会社法上の増加する資本準備金の額は、1株につき46,500円に決定いたしました。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき93,000円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）

（注）8. の全文削除

### 4【株式の引受け】

##### <欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成18年10月4日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき93,000円）を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき7,000円）の総額は引受人の手取金となります。

##### <欄外注記の訂正>

上記引受人と平成18年9月27日に元引受契約を締結いたしました。

## 5【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

#### <欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「462,500,000」を「465,000,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「432,500,000」を「435,000,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

2. 引受手数料は支払わないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 1. の全文削除

### (2)【手取金の使途】

上記の手取概算額435,000千円については、400,000千円を設備資金に、残額を借入金返済に充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式】

平成18年9月27日に決定された引受価額(93,000円)にて引受人は下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格100,000円）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「786,250,000」を「850,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「786,250,000」を「850,000,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

3. 本売出しの主幹事会社は日興シティグループ証券株式会社であります。

本売出しに関連してロックアップ条項が付されておりますが、その内容に関しましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 ロックアップについて」の項をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除

### 2【売出しの条件】

#### (2)【ブックビルディング方式】

##### <欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1. 2.」を「100,000」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「93,000」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき100,000」に訂正

「申込受付場所」の欄：元引受契約を締結した証券会社及びその委託販売先証券会社の全国の本支店及び営業所

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「(注) 3.」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。なお、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 売出株式は全株を引受人が引受価額にて買取ることとし、平成18年9月27日（水）に元引受契約を締結いたしました。

元引受契約の内容

<u>各証券会社の引受株数</u>	<u>日興シティグループ証券株式会社</u>	<u>4,451株</u>
	<u>野村証券株式会社</u>	<u>1,350株</u>
	<u>大和証券エスエムビーシー株式会社</u>	<u>877株</u>
	<u>三菱UFJ証券株式会社</u>	<u>877株</u>
	<u>オリックス証券株式会社</u>	<u>270株</u>
	<u>楽天証券株式会社</u>	<u>270株</u>
	<u>高木証券株式会社</u>	<u>135株</u>
	<u>静銀ティーエム証券株式会社</u>	<u>135株</u>
	<u>マネックス証券株式会社</u>	<u>135株</u>

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき7,000円）の総額は引受人の手取金となります。

7. 引受人は、当社の従業員持株会に対して、引受株式数のうち402株を販売いたします。
8. 引受人は、上記引受株式数の内100株について、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に委託販売いたします。